あきた芸術劇場条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和４年２月４日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第１号

あきた芸術劇場条例の施行期日を定める規則

あきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号）の施行期日は、令和４年６月１日とする。